

一般質問 吉田修議員 1項目を問う

問 森林環境譲与税の使途と計画について

答 今年は、山林使用者の意向調査などのアンケートを実施したい



吉田修議員

山林所有者への負担は

地球温暖化が国際的に大きな問題になっている中、昨年「森林経営管理法」が国会で成立。温室ガス排出効果の森林環境を整備する「森林環境税、森林環境譲与税」が創設された。健全な山林経営を維持するため、森林環境譲与税が今年から市町村に交付される。

しかし、森林経営管理法の特徴として、山林所有者は、森林管理をする責務があること。それができないときは市町村が委託を受け能力のある山林事業者が委託することとなっている。

この法律により山林所有者や町に負担が生じないか危惧するところです。この法律制定により、町はどの様に捉えているのか次の点も含め伺う。

問 「森林環境譲与税」が今年から入ってくるようですが、今年の具体的な計画と使途について伺う。

答 森林環境譲与税が入る条件として、計画や調査が必要になる。山林所有者の意向調査や山林の経営価値など。今年アンケート調査を実施し、データを構築し計画に基づき進めて行きたい。

問 「みやぎ環境税」がすでに徴収されているが重複しないのか伺う。

答 みやぎ環境税の交付金で、今年は旬の市のLED化を予定。小学校の（メガソーラー）のエコエネルギー化にも使用している。「森林環境譲与税」については森林の環境や保全等に適用される。

問 入浴施設のバイオマスチップ（間伐材）利用には、森林環境譲与税が使えるのか伺う。

答 適用可能。入浴施設のボイラーには、当分の間、他社からチップを購入し、将来は地元の間伐材（C材）利用を考えている。

問 「森林環境譲与税」の使途について、町民に公表しなければならぬとしているが、周知については。

答 公表については、町のホームページや町だよりなどで知らせたい。



▶ 木質バイオマス施設

一般質問 梅津政志議員 2項目を問う



梅津政志議員

問 担い手支援住宅の入居条件の緩和について

答 今後の状況を見て検討する

問 賑わい拠点施設完成後の町づくりは

答 既存施設も含め町活性化につなげる

担い手住宅の入居条件は

問 地域担い手支援住宅条例では入居に際して住所を変更し町民となることとあるが既に町内に移住し今後

も地域内に定住しようとするとする意思が確認できれば申し込みの資格を与えるべきと思うが。

答 七ヶ宿町地域担い手づくり支援住宅条例で入居資格を定めている入居条件や資格の緩和については今後の状況を踏まえ検討する。

問 湯原地区定住促進住宅は建築後30年以上で老朽化が進み建て替え時期と思うが計画はあるか。

答 湯原地区教員住宅（定住促進住宅）は築後35年が経過建て替えについては入居者の動向と需要を見て総合的に判断する。

問 コストを抑えた町営住宅等の建設は可能か。

答 公営住宅法や建築基準法を遵守し低価格で良品質の町営住宅建設は当然で、担い手支援住宅建設についてもコストの縮減が図られている。

完成後の町づくりは

問 ふるさと創生総合戦略も最終年度を迎え計画した施設整備はすべて完成した後、新しい施設と既存の施設をどう融合し町づくりを進めるのか。

答 賑わい拠点施設、ふるさと体験交流館、山の遊び館などそれぞれの狙いを持って施設整備を進めてきた、若者の流出を食い止め町外から若者を呼び込むことで既存施設等も含め連携を図り活性化につなげる。

問 各種施設の完成で雇用の場が確保された今後各施設が長く安定した雇用の場として継続するため、町と

しての支援も必要と思う、また新たに完成した入浴施設も含めた各施設の町外に向けたPRが必要と思うが。

答 安定した雇用の場の継続と、各施設に対して積極的に支援を続けるが、商業施設としての企業努力も必要、新年度からFM仙台の定時放送を通じて施設や町のPRを行う。

問 施設の魅力を十分生かしたスキー場の夏場の営業に関して、町として安定した健全運営できるよう指導協力が出来ないか伺う。

答 スキー場の夏場の運営については指定管理者であるはあとリゾートが第一義的に考えていただく、山の遊び館を町が建設し積極的な施設全体の活用を期待したい、コテージ、キャンプ場それぞれにプラスするものが何かについては検討を進める。